

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和 5 年 9 月

愛知県新城市

目 次

ページ

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業の現状	1
2	農業構造の現状及び見通し	1
3	農業経営の目標	1
4	農業経営基盤の強化の方策	2
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	16
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	19
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	19
2	市が主体的に行う取組	19
3	関係機関との連携・役割分担	20
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保育成のための情報収集・相互提供	20
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	21
1	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア の目標	21
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	21
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	22
1	利用権の設定等に関する事項	22
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	26
3	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行 う農作業の実施の促進に関する事項	29
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	29
5	第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画の 区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	29
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30
第 6	その他	31
別紙 1	(第 5 の 1 の (1) ⑤関係)	32
別紙 2	(第 5 の 1 の (2) 関係)	33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

新城市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、平坦部と山間部の接点であることから、比較的温暖な標高40mほどの新城地区から、平均標高550mの夏季冷涼な作手地区、標高695mの霊峰鳳来寺山がそびえ立つ鳳来地区と、非常に高低差のある起伏に富んだ地形である。このような地形において、水稻を主体に、茶、施設園芸（いちご、夏秋トマト）、夏秋ナス、果樹（柿、巨峰、梅等）、鉢花など、それぞれの地域の風土を活かした農産物の生産のほか、近年では、菌床しいたけや周年ほうれん草の産地化にも取り組んでいる。また、畜産経営においては、地元ブランド牛「鳳来牛」をはじめ、他県の有名ブランド牛の素牛となる県内一の和牛子牛の産地であるほか、酪農や採卵鶏を中心とした養鶏も盛んに行われており、飼料生産においては、耕種農家と畜産農家との連携による稲WC Sの生産も活発に行われ、飼料自給率の向上と円滑な水田転作に結び付いている。

しかしながら、近年の米の価格や消費の低迷、高齢化による農業への影響は避けられず、高齢農業者のリタイアによる担い手不足や農地の荒廃化、また施設園芸の産地の衰退などが危惧され、本市の農業をとりまく状況は厳しさを増している。

こうした状況を抑制するため、本市では、施設園芸において比較的安定した収益が見込める「いちご」と、平坦地とは違った地域の特色を活かした「夏秋トマト」及び「周年ほうれん草」を本市の魅力ある農業として発信し、新たな農業の担い手として市内外から新規就農者の確保・育成に努め、農地の有効利用と産地の維持・拡大を図っている。

また、水田農業においては、今後も目立った米の価格や消費の向上は見込めない状況が、担い手の確保・育成を妨げ、農用地の利用集積も進んでいないと考えられる。水田農業を魅力ある産業に再生するため、需要のある新たな品種の導入など安定した所得が見込める経営に転換していく必要がある。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造は、これまでの農林業センサスによると、近年の高齢化の影響と後継者不足により、販売農家戸数は2010年が1,769戸、2015年が1,512戸、2020年が1,236戸と減少傾向にあり、この10年間で30.1%減少している。また、2020年農林業センサスの基幹的農業従事者数のうち65歳以上の占める割合は82.2%であり農業従事者の高齢化が顕著に表れている。一方、経営耕地の状況は、2010年が1,674ha、2015年が1,577ha、2020年が1,343haと、こちらも減少を続けている。

このような状況から、一部では主業農家を中心に規模拡大による農地の集積は進んでいるものの、それを上回るペースで農家数の減少と高齢化が進んでおり、また、獣害による耕作意欲の減退や条件不利地であることが相まって、農地が継承されず経営耕地は減少傾向にあると考えられる。

少子高齢化の時代において、今後も農家数の減少は避けられないが、この状況を放置すれば、農業はもちろん、農地の維持も困難となり、耕作放棄地の増加も一層懸念され、農村生活にも支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	<p>主たる従事者1人当たり 概ね280万円</p> <p>基幹経営体当たり 概ね560万円</p> <p>※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定）</p> <p>※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査により算出。 他産業従事者所得（約280万円）</p>	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	<p>主たる従事者1人当たり 概ね250万円</p> <p>※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査により算出。 他産業従事者（18歳から24歳）所得（約250万円）</p>	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の新都市農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、近隣の設楽町・東栄町・豊根村とともに

に農業委員会、農業協同組合、県等の関係機関が十分なる相互の連携、指導を行うための体制として設置した、新城設楽地域担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を活用することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営をめざす意欲的な農業者や生産組織及びこれら周辺農家に対して、担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組みを実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織の設立をめざす。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう集落に係する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、公益財団法人農林業公社しんしろ（以下「農林業公社」という。）、受委託作業部会、集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟をはじめ、I J Uターナー者、定年帰農者、新規参入者など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持・発展を図る。

集落営農組織については、地域の实情に応じて農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導・助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合受託営農部会・農林業公社・各営農組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県新城設楽農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県新城設楽農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進するとともに有機肥料、減農薬減化学肥料に取り組む農業者に対しても支援する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、農作業受託農家及びオペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものにつ

いては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年(3年目)及び満了年(5年目)を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業の今後の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

また、山間に位置する本市では、耕作放棄地の増加と共に獣類生息域が集落周辺の里山にまで広がったことで農作物への被害が増加傾向にあることから、関係部署と連携を取り、鳥獣の適切な捕獲や駆除を進めるとともに、農用地等の効率的な利用を支援する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

国が、青年新規就農者の定着を政策目標に掲げた、平成24年度から令和4年度までの11年間の本市の新規就農者は57人であり、年平均5人以上確保されている。本市の基幹作物である水稻及びいちご、夏秋トマト、ほうれんそう、菌床しいたけといった施設野菜の産地として、将来にわたって維持又は拡大を図っていくため、今後も地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとし、年間3人以上の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農林業公社、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県新城設楽農業改良普及課や農業協同組合及び生産部会等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動等への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を次のとおり掲げる。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲専作経営 (主食用米+ 稲WCS) 〈従事者数〉 家族 1.5人 雇用 0.3人	〈経営規模〉 水田 19.0ha 〈作付面積等〉 主食用水稲 13ha 稲WCS 3ha 加工用米 3ha 作業受託(収穫のみ) 5ha	〈資本装備〉 ・トラクター(60ps) 2台 ・自脱型コンバイン 1台 ・田植機8条 1台 ・乗用管理機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 1台 ・ハロー 1台 ・畔塗り機 1台 ・育苗施設 1式 ・農舎 250㎡ 〈前提条件〉 ・主食用米、加工用米、稲WCSは移植栽培 ・主食用米、加工用米の乾燥調製は共同乾燥調製施設を利用 ・稲WCSの収穫は共同機械組織に委託 ・作業受託は耕起、代かき、移植、収穫、運搬、畦塗	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底 ・法人化の検討	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲専作経営 (主食用米+酒米) 〈従事者数〉 家族 1.1人 雇用 0.3人	〈経営規模〉 水田 18.0ha 〈作付面積〉 主食用米 9ha 酒米 3ha 加工用米 6ha	〈資本装備〉 ・トラクター(60ps) 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・田植機8条 1台 ・乗用管理機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 1台 ・畔塗り機 1台 ・育苗施設 1式 ・農舎 300㎡ 〈前提条件〉 ・主食用米、加工用米、酒米は移植栽培 ・主食用米、加工用米、酒米は乾燥調製は共同乾燥調製施設を利用 ・酒米として夢山水を栽培	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底 ・法人化の検討	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶専作経営 (てん茶)	〈経営規模〉 茶園 6.1ha	〈資本装備〉 ・製茶機械 一式 ・製茶工場 400㎡ ・乗用型摘採機 1台 ・茶摘採機 一式 ・動力噴霧機 1台 ・デジタル計量器 1台 ・倉庫 1棟 ・軽トラック 1台 ・被覆資材 一式 ・防霜ファン 2ha ・生葉コンテナ 10台	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働力の安定確 保
〈従事者数〉 家族 1.9人 雇用 0.4人	〈作付面積〉 一番茶 2.5ha 二番茶 1.8ha 秋番茶 1.8ha 受託加工	〈前提条件〉 ・摘採期分散によるてん茶栽培で高品質を確保 ・茶園は機械摘みで、一番茶、二番茶、秋番茶を収穫 ・てん茶工場(1ライン)を所有し、自園自製を行うとともに製茶受託加工(一番茶、二番茶、秋番茶)で自園とおおむね同量程度実施 ・販売は問屋との相対取引、製茶加工のため臨時雇用を活用 ・発生予察などIPM手法を活用による適正防除		

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
いちご専作 経営	〈経営規模〉 施設 35 a	〈資本装備〉 ・丸型ハウス 35 a ・作業場 40 m ² ・高設栽培システム 35 a ・育苗ベンチ 2 台 ・予冷庫 1 台 ・炭酸ガス発生装置 2 台 ・暖房機 2 台 ・軽貨物自動車 1 台 ・軽トラック 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・夜冷施設(18,000 本容量) 1 棟 〈前提条件〉 ・高設栽培システム導入 ・夜冷施設を利用した超促成栽培 ・部会上位収量を達成 ・栽植本数 7,000 株/10 a	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働力の安定確保
〈従事者数〉 家族 2.2 人 雇用 1.0 人	〈作付面積〉 いちご 35 a			

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト 専作経営 〈従事者数〉 家族 2.5人 雇用 0.3人	〈経営規模〉 施設 40a 〈作付面積〉 トマト 40a	〈資本装備〉 ・鉄骨アーチハウス 40a(4棟) ・動力噴霧機 1台 ・作業場 50㎡ ・軽トラック 1台 ・農用井戸 一式 ・養液栽培システム 一式 〈前提条件〉 ・無加温栽培 ・長期一作作型(収穫:6/下～11/中) ・購入苗利用 ・マルチ利用 ・JA共選出荷 ・養液栽培(ヤシガラ培地)	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働力の安定確 保
夏秋トマト ・菌床しいた け複合経営 〈従事者数〉 家族 2.5人 雇用 0.3人	〈経営規模〉 施設 43a 〈作付面積〉 トマト 40a 菌床しいたけ 3a (5,500菌床)	〈資本装備〉 ○トマト ・鉄骨アーチハウス 40a(4棟) ・動力噴霧機 1台 ・作業場 50㎡ ・軽トラック 1台 ・農用井戸 一式 ・養液栽培システム 一式 ○菌床しいたけ ・鉄骨アーチハウス 3a(1棟) ・棚 一式 ・灌水設備 一式 ・暖房設備 一式 ・プレハブ冷蔵庫 1坪 〈前提条件〉 ○トマト ・無加温栽培 ・長期一作作型(収穫:6/下～11/中) ・購入苗利用 ・マルチ利用 ・JA共選出荷 ・養液栽培(ヤシガラ培地) ○菌床しいたけ ・秋冬発生型	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働力の安定確 保

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
周年ほうれんそう専作経営	<p>〈経営規模〉 施設 50 a</p> <p>〈作付面積〉 ほうれんそう 50 a (述べ 300 a ~ 350 a)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 50 a ・作業場 60 m² ・トラクター(20ps) 1 台 ・予冷库 1 台 ・空気圧袋詰め機 1 台 ・全自動播種機 1 台 ・ベルトコンベア 1 台 ・プラソイラ 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・軽貨物自動車 1 台 <p>〈前提条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高が高い地区での年間 6 ~ 7 作の無加温周年栽培 ・農協出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底 ・法人化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の安定確保

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢花(ポット マム他)専作 経営	<p>〈経営規模〉</p> <p>施設 30 a</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>ポットマム(スプレー) 30 a</p> <p>家族 2.4人</p> <p>雇用 0.0人</p> <p>ポットマム(テコラ) 10 a</p> <p>ブライダルヘル クレマチス 20 a 10 a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 30 a ・作業場 100 m² ・動力噴霧機 1 台 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・暖房機 3 台 ・ショベルローダー 1 台 <p>〈前提条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設花き(鉢花)、屋根型ビニールハウス30a ・ポットマム(7~9月出荷 5寸)、ブライダルヘル(3~6月出荷 5寸)、クレマチス(4~5月出荷 5寸)による周年出荷 ・調整ピート等を配合した自家培土を使用 ・ポットマムは購入苗生産(5寸4本植え)、ブライダルヘル、クレマチスは自家育苗による生産 ・集出荷場の共同利用による輸送経費削減 ・最小限の加温による暖房コスト低 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業経営 〈従事者数〉 家族 2.0名 雇用 0.0名	〈飼養頭数〉 乳牛 50頭 育成牛 25頭	〈資本装備〉 ・乳牛舎 1棟 ・乳牛舎(子牛舎) 1棟 ・乾乳牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・パイプライン 1機 ・糞尿攪拌機 1機 ・バルククーラー 1台 ・給餌機 1機 ・ホイローダー 1台 ・ダンプトラック 1台 〈前提条件〉 ・経営規模の拡大はせず、繁殖と飼養管理改善により、生乳生産量の安定を図る ・後継牛は、50%を自家育成(性判別精液の利用) ・後継牛以外の子牛は和牛あるいは交雑牛を生産 ・地域内の稲WCSや自給飼料を活用する ・雇用は酪農ヘルパー利用	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 ・ヘルパー利用
肉用牛専業経営(肥育経営) 〈従事者数〉 家族 1.6人 雇用 0.0人	〈飼養頭数〉 肉牛 100頭	〈資本装備〉 ・牛舎 1棟 ・牛舎(子牛舎) 1棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・自動給餌機 2機 ・ホイローダー(0.8㎡) 1台 ・ダンプトラック 1台 〈前提条件〉 ・肥育牛は和牛とする ・約9ヶ月齢で導入、およそ29ヶ月齢まで20ヶ月肥育 ・地域内の稲わらや稲WCSを活用する	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
和牛繁殖専業経営 〈従事者数〉 家族 2.0人 雇用 0.0人	〈飼養頭数〉 繁殖母牛 40頭	〈資本装備〉 ・牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・トラクター 1台 ・ホイルローダー(0.8 m ³) 1台 ・ダンプトラック 1台 ・マニアスプレッダ 1台 ・動力噴霧器 1台 ・発情発見システム 1台 〈前提条件〉 ・母牛導入月齢 10ヶ月 ・出荷月齢 8~10ヶ月 ・一部酪農家からET産子導入 ・自給飼料 5ha	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入
和牛繁殖・肥育一貫経営 〈従事者数〉 家族 1.7人 雇用 0.0人	〈飼養頭数〉 繁殖母牛 20頭 肥育牛 80頭	〈資本装備〉 ・繁殖牛舎 1棟 ・肥育牛舎 1棟 ・子牛牛舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・トラクター 1台 ・ホイルローダー(1 m ³) 1台 ・ダンプトラック 1台 〈前提条件〉 ・自家育成 28ヶ月齢出荷 ・導入牛 29ヶ月齢出荷 ・導入月齢 9ヶ月 ・自給飼料 5ha	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専門経営 〈従事者数〉 家族 3.0人 雇用 2.0人	〈飼養頭数〉 乳牛 150頭	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛舎 2棟 ・乳牛舎(子牛舎) 1棟 ・乾乳牛舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 3棟 ・堆肥舎 1棟 ・排水処理施設 一式 ・ミルクングパーラー 1機 ・糞尿攪拌機 3機 ・バルククーラー 1台 ・哺乳ロボット 1台 ・飼料攪拌機 1機 ・給餌機 2機 ・ホイルローダー 2台 ・ダンプトラック 2台 <p>〈前提条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の拡大はせず、繁殖と飼養管理の改善により生乳生産量の安定を図る ・後継牛は外部委託により確保し、長命連産牛を確保する ・子牛は和牛あるいは交雑牛を生産 ・地域内の稲WCSや自給飼料を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の安定確保 ・ヘルパーの利用

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛専門 経営(肥育経営) 〈従事者数〉 家族 2.0人 雇用 0.6人	〈飼養頭数〉 肉牛 200頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2棟 ・牛舎(子牛舎) 2棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 2棟 ・自動給餌機 4機 ・ホイルローダー(1㎡) 1台 ・ダンプトラック 1台 ・トラクター 1台 〈前提条件〉 ・肥育牛は和牛とする ・約9ヶ月齢で導入、およそ29ヶ月齢まで20ヶ月肥育 ・地域内の稲わらや稲WC Sを活用する	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働力の安定確保
和牛繁殖専門 経営 〈従事者数〉 家族 3.0人 雇用 0.0人	〈飼養頭数〉 繁殖母牛 80頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2棟 ・子牛舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・トラクター 1台 ・ホイルローダー(0.8㎡) 1台 ・ダンプトラック 1台 ・マニアスプレッダ 1台 ・動力噴霧器 2台 ・発情発見システム 1台 〈前提条件〉 ・母牛導入月齢 10ヶ月 ・出荷月齢 8~10ヶ月 ・一部酪農家からET産子導入 ・自給飼料 10ha	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、本市において非農家出身者による新規参入実績があると同時に、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示すと次のとおりである。

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
いちご専作 経営	〈経営規模〉 施設 20 a	〈資本装備〉 ・丸型ハウス 20 a ・作業場 20 m ² ・高設栽培システム 20 m ² ・育苗ベンチ 1 台 ・予冷库 1 台 ・炭酸ガス発生装置 1 台 ・暖房機 1 台 ・軽トラック 1 台 ・動力噴霧機 1 台 〈前提条件〉 ・高設栽培システム導入 ・栽植本数 6,000 株/10 a ・施設導入に補助事業活用	・規模拡大を目指した 経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
〈従事者数〉 家族 1.3 人 雇用 1.0 人	〈作付面積〉 いちご 20 a			
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得(空きハウスの有効活用含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行		・農協共販体制に即した生産と販売 ・収穫ピークに雇用導入	

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト 専作経営	〈経営規模〉 施設 20 a	〈資本装備〉 ・鉄骨アーチハウス 20 a ・動力噴霧機 1 台 ・作業場 40 m ² ・軽トラック 1 台 ・農用井戸 一式 ・養液栽培システム 一式	・規模拡大を目指した 経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
〈従事者数〉 家族 1.0 人 雇用 0.5 人	〈作付面積〉 トマト 20 a	〈前提条件〉 ・長期一作作型(収穫：6/下～ 11/中) ・養液栽培(ヤガラ培地) ・購入苗利用 ・JA 共選出荷 ・施設導入に補助事業活用		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉			・農協共販体制に即した生産と販売	
・栽培施設の取得(中古含む)			・収穫ピークに雇用導入	
・基本的栽培技術習得、品質向上				
・適期作業の励行				
周年ほうれ んそう専作 経営	〈経営規模〉 施設 25 a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 25 a ・作業場 60 m ² ・トラクター(20ps) 1 台 ・予冷庫 1 台 ・空気圧袋詰め機 1 台 ・全自動播種機 1 台 ・ベルトコンベア 1 台 ・ブラソイラ 1 台 ・軽貨物自動車 1 台 ・動力噴霧機 1 台	・周年生産のための栽 培管理の徹底 ・規模拡大を目指した 経営分析の実施	・収穫及び出荷調整作 業での雇用活用
〈従事者数〉 家族 2.0 人 雇用 4.0 人	〈作付面積〉 ほうれんそう 25 a (述べ 180 a～210 a)	〈前提条件〉 ・標高が高い地区での年間 6 ～7 作の無加温周年栽培 ・農協出荷 ・施設導入に補助事業活用		
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉			・連作障害対策の実施	
・機械収穫導入による省力化			・農協共販体制に即した生産と販売	
・調整作業の効率化			・年間を通じた雇用の確保	
・定期的な土壌分析とデータに基づく土壌改良による生育安定				

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
菌床しいたけ（周年栽培）専作経営 〈従事者数〉 家族 1.5人 雇用 1.0人	〈経営規模〉 施設 9a 〈作付面積〉 菌床しいたけ 9a (18,000 菌床)	〈資本装備〉 ○菌床しいたけ ・ビニールハウス 6a ・ビニールハウス 3a ・ヒートポンプ 10馬力 3台 ・冷蔵庫(コンテナ型 1坪) 1台 ・軽トラック 1台 ・農用井戸 一式 ・ミスト装置 6台 ・捕虫器 2台 〈前提条件〉 ・冬用しいたけハウス 6a、夏用しいたけハウス 3a ・ヒートポンプ利用による周年出荷 ・菌床センターから1次培養した菌床を購入 ・JAのパッケージセンターを利用	・複式簿記による経営 財務管理の実施 ・青色申告の実施 ・生産管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働力の安定確保

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の基幹作物である水稲及びいちご、夏秋トマト、ほうれんそう、菌床しいたけといった施設野菜等の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成するため、新城設楽農起業支援センター（愛知県新城設楽農業改良普及課内に設置）、農業協同組合、農林業公社などと連携して就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な経営等での実践的な研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への意向に向けた経営発展のための支援を行う。

また、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

さらに、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事するものなど農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍出来るよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

新城設楽農起業支援センター、農業協同組合、農林業公社などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県新城設楽農業改良普及課、地域連携推進員、農業委員、農業経営士、農業協同組合及び生産部会、農林業公社等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導を行う他、年に一回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン及び地域計画の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、本市の農業後継者で組織する4Hクラブ等への加入や、農業者の集う交流会等への参加を促すなど、当該青年等への情報提供を行う。また、商工会や農業協同組合とも連携して、道の駅や直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、愛知県新城設楽農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については新城設楽農起業支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校や農林業公社等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県新城設楽農業改良普及課、農業協同組合及び生産部会、本市の認定農業者や農業経営士、農地の確保については農林業公社、農業委員会及び農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

また関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標
上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
80%	<p>1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。</p> <p>2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。</p>

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、担い手協議会を活用し、関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営をめざす新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積の加速を図る。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市の農業の地域特性である水稻を中心に、施設園芸や露地野菜、果樹など、中山間地域の風土を生かした農業生産の展開や、高齢化やそれに伴う離農の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等に関する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方等に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 水田農業が主体で、比較的ほ場整備が進んでいる新城地域、作手地域においては、高効率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権の設定等を重点的に実施する。それによって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 高齢化や後継者不在により水田農業の担い手が不足する地域においては、耕作放棄地の発生を未然に防止するため、施設園芸品目への転換と新規就農者への利用を促し、農用地の有効活用を図る。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権の設定等に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(イ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等

を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基本法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

③利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

④農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで。以下同じ。）において行われる場合に限るものとする。

⑤①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権の設定等により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の③に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃並びにその支払いの相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）並びにその支払い（持分の付与を含む。）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の③に規定する者である場合には、次に掲げる事項
その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に

基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の③に規定する者(改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の③に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 当市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合

的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。)参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ (2)に掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることが

できる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県新城設楽農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合及びその他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合及びその他農業に関する団体は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図るものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく、給与制、休日制、ヘルパー制度の導入や、家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その結果を踏まえて地域計画を定める。

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域

ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、市の広報誌への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農林業公社、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は地域計画の策定に当たって県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、農林業公社、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

また、地域計画の区域内の農用地について、地域計画の達成に資するよう6（1）カも踏まえて農地中間管理事業を促進し、農用地利用集積等促進計画により利用権設定等を進める。

なお、地域計画の作成後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、県営農地環境整備事業等による農業生産基盤整備を通じて作業効率化を進めるとともに、優良農地の保全と担い手農家による利用集積・作業受委託を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を推進する。

イ 本市は、新城市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい農業経営体の育成を図ることとする。特に、集落における農地の保全・土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 本市は、施設園芸において、いちご、夏秋トマト、周年ほうれんそう及び菌床しいたけを新規就農者に推進し、団地化を進めることにより、土地の有効活用と、土地利用型農業と施設園芸の相互の作業効率化を図るとともに、農業の担い手と定住人口の確保を図る。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

オ 本市は、農業委員会、農業協同組合、農林業公社、土地改良区等と連携して、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プラン及び地域計画により、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

カ 本市は、令和2年4月に農地利用集積円滑化事業が廃止されたことにより農地中間管理事業への移行が計画的に進むよう、また、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促

進につながるよう農業委員会、農業協同組合、農林業公社等の関係機関が一体となって推進する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、愛知県新城設楽農業改良普及課、農業協同組合、農林業公社、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和14年度に向けて第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農林業公社及び土地改良区は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月1日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年とすることが相当でない認められる場合には、3年、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法につ</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画において利用権の設定等 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画において利用権の設定等 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき新城市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	<p>いては、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		
--	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用 貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。